⑷　日本国内において機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。
⑸　本公告に示した借入物品を、第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

5　手続等
⑴　担当支社等
〒231―8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１　独立行政法人都市再生機構　総務部情報システム再構築課　電話045―650―0743
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　令和７年４月８日から令和７年４月21日まで⑴記載の担当支社等にて交付
なお､「会社名・会社住所・担当部署・担当者名・担当者の電話番号」を電話及びメールにて連絡の上、依頼する場合には、郵送による交付も可とする。独立行政法人都市再生機構本社　総務部情報システム再構築課　震明　拓実　電話045―650―0743
メール　t-shinmei@ur-net.go.jp
ただし、郵送の場合は、交付依頼日から３営業日以内に当機構から書留郵便にて送付するため、下記⑶の期限に留意の上、郵送による交付を依頼すること。
⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法　令和７年４月21日17時00分まで　⑴記載の担当支社等に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着。)すること。

6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑶　当機構本社における令和７・８年度独立行政法人都市再生機構　物品購入等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査において認定を受けていない場合も、参加意思確認書を提出することができる。
⑷　詳細は説明書による。

7　Summary
⑴　Subject matter of service : Operation management system improvement, 1 set
⑵　Time-limit to express interests : 17 : 00 21 April 2025
⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Information System Team, General Affairs Department, Head Office, Urban Renaissance Agency, 6―50―1 Honcho, Nakaku, Yokohama City, Kanagawa pref. 231―8315, Japan TEL 045―650―0743

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、規約型企業年金へ移行することにより、令和７年４月１日をもって解散の認可があったものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
１．基金の名称　三菱化工機企業年金基金
２．事務所の所在地　神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
３．実施事業所の名称及び所在地　三菱化工機株式会社　神奈川県川崎市川崎区、三菱化工機労働組合　神奈川県川崎市川崎区、三菱化工機健康保険組合　神奈川県川崎市川崎区、三菱化工機アドバンス株式会社　神奈川県川崎市幸区、化工機商事株式会社　神奈川県川崎市川崎区、ＭＫＫビジネスプラス株式会社　神奈川県川崎市川崎区
４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条第３項の規定に基づき解散の認可があったものとみなされたことによる。
５．解散の認可があったものとみなされた年月日
令和７年４月１日
令和７年４月８日
神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機企業年金基金
理事長　宮本　智成

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行するため、確定給付企業年金法第81条第３項により解散の認可があったものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
１．清算人氏名　渡邊　　晃
２．住所　神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
令和７年４月８日
神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機企業年金基金
理事長　宮本　智成